



山形県公報

平成16年7月9日(金)
第1557号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

平成13年5月県告示第362号(口頭により開示請求を行うことができる個人情報)の一部改正.....( 新行財政システム推進課 )...836

産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請.....( 環境整備課 )... 同

指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の名称の変更.....( 村山総合支庁福祉課 )... 同

指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所の名称の変更.....( 同 )...837

身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定に係る事業所の名称の変更.....( 同 )... 同

指定居宅介護支援事業者の指定.....( 最上総合支庁福祉課 )... 同

指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....( 置賜総合支庁福祉課 )... 同

指定居宅サービス事業者の指定.....( 同 )...838

土地改良事業の計画変更の適当の決定.....( 村山総合支庁農村計画課 )... 同

土地改良区の定款変更の認可.....( 庄内総合支庁農村計画課 )... 同

土地改良区の管理規程の変更の認可.....( 同 )... 同

県道の供用の開始.....( 村山総合支庁建設総務課 )...839

道路の区域の変更.....( 置賜総合支庁西置賜総務建築課 )... 同

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程.....( 出 納 局 )...840

県証紙売りさばき業務の廃止の届出.....( 同 )...841

県証紙売りさばき人の指定.....( 同 )... 同

### 教育委員会関係

### 告 示

山形県指定有形文化財の指定..... 同

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....( 村山総合支庁企画振興課 )...842

同.....( 同 )... 同

同.....( 同 )... 同

同.....( 庄内総合支庁企画振興課 )...843

同.....( 同 )... 同

平成16年度採石業務管理者試験の実施.....( 産業政策課 )...844

一般競争入札の公告.....( 出 納 局 )... 同

### 正 誤

# 告 示

## 山形県告示第734号

平成13年5月県告示第362号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正し、告示の日以降に実施する試験等から適用する。

平成16年7月9日

山形県知事 高 橋 和 雄

「学科試験の科目別得点」を「科 目 別 得 点」に改める。

## 山形県告示第735号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定により、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置の許可について申請があった。

なお、関係書類は、文化環境部環境整備課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において平成16年8月8日まで縦覧に供する。

平成16年7月9日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名  
宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号  
東北電力株式会社  
取締役社長 幕田 圭一
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
酒田市大字宮海字南浜1番19、187番2、187番5地内
- 3 産業廃棄物処理施設の種類  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号の2に掲げる廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設（前処理施設として、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設及び分離施設を含む。）
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物、ポリ塩化ビフェニル処理物
- 5 申請年月日  
平成16年6月18日
- 6 その他  
この告示に係る産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、次の事項を記載した生活環境の保全上の見地からの意見書を縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに知事に提出することができる。  
  - (1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては名称及び所在地並びに代表者の氏名）
  - (2) 意見の対象となる産業廃棄物処理施設を特定するための事項
  - (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

## 山形県告示第736号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成16年7月9日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅サービス事業者<br>の名称及び所在地                | 事業所の名称及び所在地       |                                                   | 変更年月日      |
|----------------------------------------|-------------------|---------------------------------------------------|------------|
|                                        | 変 更 前             | 変 更 後                                             |            |
| 株式会社ジャパンケアサービス<br>北海道札幌市清田区真栄5条二丁目1番5号 | ハッピー山形・ヘルパーステーション | ジャパンケアサービス ハッピー山形・ヘルパーステーション<br>山形市下条町二丁目1番15号102 | 平成16. 5. 1 |

## 山形県告示第737号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成16年7月9日

山形県知事 高橋和雄

| 指定居宅介護支援事業者<br>の名称及び所在地                    | 事業所の名称及び所在地                           |                             | 変更年月日      |
|--------------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------|------------|
|                                            | 変更前                                   | 変更後                         |            |
| 株式会社ジャパンケアサービス<br>北海道札幌市清田区真栄<br>5条二丁目1番5号 | ハッピー山形・居宅介護支援事業所<br>山形市下条町二丁目1番15号102 | ジャパンケアサービス ハッピー山形・居宅介護支援事業所 | 平成16. 5. 1 |

## 山形県告示第738号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の20の規程により、指定居宅支援事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成16年7月9日

山形県知事 高橋和雄

| 指定居宅支援事業者の名称<br>及び所在地                      | 事業所の名称及び所在地                            |                              | 変更年月日      |
|--------------------------------------------|----------------------------------------|------------------------------|------------|
|                                            | 変更前                                    | 変更後                          |            |
| 株式会社ジャパンケアサービス<br>北海道札幌市清田区真栄<br>5条二丁目1番5号 | ハッピー山形・ヘルパーステーション<br>山形市下条町二丁目1番15号102 | ジャパンケアサービス ハッピー山形・ヘルパーステーション | 平成16. 5. 1 |

## 山形県告示第739号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成16年7月9日

山形県知事 高橋和雄

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地                    | 事業所の名称及び所在地                 | 指定年月日       |
|----------------------------------------|-----------------------------|-------------|
| 特定非営利活動法人オープンハウスこんぺいとう<br>新庄市大字松本231番地 | 居宅介護支援事業所「いろり」<br>新庄市栄町6番1号 | 平成16. 6. 28 |

## 山形県告示第740号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成16年7月9日

山形県知事 高橋和雄

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称及び所在地                 | 事業所の名称及び所在地                                | 居宅サービスの<br>種類 | 廃止年月日       |
|-----------------------------------------|--------------------------------------------|---------------|-------------|
| 医療法人社団聡明会<br>西置賜郡白鷹町大字十王字塩<br>田5059番地13 | みゆき整形外科クリニック<br>西置賜郡白鷹町大字十王字塩田5059番地<br>13 | 通所リハビリテーション   | 平成16. 6. 30 |

## 山形県告示第741号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。  
平成16年7月9日

山形県知事 高橋和雄

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地              | 事業所の名称及び所在地                              | 居宅サービスの種類   | 指定年月日      |
|----------------------------------|------------------------------------------|-------------|------------|
| 医療法人社団聰明会<br>西置賜郡白鷹町大字塩田5059番地13 | 白鷹あゆみの園訪問リハビリテーション<br>西置賜郡白鷹町大字十王5087番地1 | 訪問リハビリテーション | 平成16. 6.29 |

## 山形県告示第742号

村山市西部土地改良区から土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成16年7月1日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年7月9日

山形県知事 高橋和雄

## 1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 土地改良事業計画変更計画書の写し
- (2) 村山市西部土地改良区定款の写し

## 2 縦覧に供する場所

村山市役所

## 3 縦覧に供する期間

平成16年7月23日から同年8月20日まで

## 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

## 山形県告示第743号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。  
平成16年7月9日

山形県知事 高橋和雄

## 1 土地改良区の名称

青龍寺川土地改良区

## 2 事務所の所在地

鶴岡市馬場町7番35号

## 3 認可年月日

平成16年4月21日

## 山形県告示第744号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第3項の規定により、土地改良区の管理規程の変更を次のとおり認可した。

平成16年7月9日

山形県知事 高橋和雄

## 1 土地改良区の名称

月光川土地改良区

## 2 事務所の所在地

飽海郡遊佐町大字遊佐町字京田36番地

## 3 変更に係る管理規程の名称

月光川土地改良区溜池管理規程

4 管理規程の変更の概要

- (1) 規程中の吉出温水溜池に関する部分を削除した。
- (2) かんがい期間は、9月30日までとした。
- (3) 溜池は、毎年10月1日以降貯水を開始することとした。
- (4) 放流にあたっては、関係する用排水調整委員又は管理委員を通じて関係地区住民に連絡を行うこととした。
- (5) 管理人は、関係地域からの推薦により理事長が委嘱することとした。
- (6) 平常時及び警戒体制時における管理は、溜池管理責任者が行うこととした。
- (7) 警戒体制をとらなければならない場合に、その他特殊な事情により溜池に異常が発生したときを加えた。
- (8) 溜池管理責任者は、警戒体制時に職員を呼集することとし、警戒体制を維持する必要がなくなったと認められた場合は、理事長に報告することとした。
- (9) 溜池管理責任者は、流入量の状況その他に著しく変化を生ずると認められる場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときに限って、理事長に連絡し指示を受けた後、関係地域住民に連絡して非常手段を取るものとし、その際連絡する機関に、その他必要とする関係機関を加えた。

5 認可年月日

平成16年4月1日

山形県告示第745号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成16年7月9日から同年7月22日まで縦覧に供する。

平成16年7月9日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路線名 山形停車場線
- 2 供用開始の区間 山形市諏訪町一丁目433番4から  
同 370番まで
- 3 供用開始の期日 平成16年7月9日

山形県告示第746号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成16年7月9日から同年7月22日まで縦覧に供する。

平成16年7月9日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 五味沢小国線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                    | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長         |
|----------------------------------------|------|----------------------|-------------|
| 西置賜郡小国町大字栃倉字上巖高209番1から<br>同 字沢向183番7まで | 旧    | 14.1メートル<br>と<br>8.4 | メートル<br>185 |
| 同 上                                    | 新    | 14.1メートル<br>と<br>8.4 | 同 上         |
| 西置賜郡小国町大字栃倉字上巖高209番1から<br>同 字沢向183番3まで |      | 20.4メートル<br>と<br>9.5 | メートル<br>178 |

山形県告示第747号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年7月9日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第6中

|   |                    |     |     |     |
|---|--------------------|-----|-----|-----|
| 〃 | 〃 大字村木沢<br>村木沢支店   | 〃 〃 | 〃 〃 | 〃 〃 |
| 〃 | 〃 大字柏倉字館<br>西山形支店  | 〃 〃 | 〃 〃 | 〃 〃 |
| 〃 | 〃 大字門伝1067<br>門伝支店 | 〃 〃 | 〃 〃 | 〃 〃 |

を

|   |                  |     |     |     |
|---|------------------|-----|-----|-----|
| 〃 | 〃 大字門伝字下<br>西部支店 | 〃 〃 | 〃 〃 | 〃 〃 |
|---|------------------|-----|-----|-----|

に、

|   |                      |     |     |     |
|---|----------------------|-----|-----|-----|
| 〃 | 〃 大字柴橋2943<br>柴橋第一支所 | 〃 〃 | 〃 〃 | 〃 〃 |
| 〃 | 〃 大字柴橋1920<br>柴橋支所   | 〃 〃 | 〃 〃 | 〃 〃 |
| 〃 | 〃 大字高松字西<br>高松支所     | 〃 〃 | 〃 〃 | 〃 〃 |
| 〃 | 〃 大字谷沢字下<br>谷沢出張所    | 〃 〃 | 〃 〃 | 〃 〃 |

を

|   |                    |     |     |     |
|---|--------------------|-----|-----|-----|
| 〃 | 〃 大字柴橋1920<br>柴橋支所 | 〃 〃 | 〃 〃 | 〃 〃 |
| 〃 | 〃 大字高松字西<br>高松支所   | 〃 〃 | 〃 〃 | 〃 〃 |

に、

|   |                   |     |     |     |
|---|-------------------|-----|-----|-----|
| 〃 | 〃 字中河原141<br>三泉支所 | 〃 〃 | 〃 〃 | 〃 〃 |
| 〃 | 〃 元町三丁目1<br>元町支店  | 〃 〃 | 〃 〃 | 〃 〃 |
| 〃 | 〃 大字寒河江字<br>本楯出張所 | 〃 〃 | 〃 〃 | 〃 〃 |

を

|   |                   |     |     |     |
|---|-------------------|-----|-----|-----|
| 〃 | 〃 字中河原141<br>三泉支所 | 〃 〃 | 〃 〃 | 〃 〃 |
|---|-------------------|-----|-----|-----|

に、

|   |                     |     |     |     |
|---|---------------------|-----|-----|-----|
| 〃 | 〃 〃 大字常<br>西五百川支所   | 〃 〃 | 〃 〃 | 〃 〃 |
| 〃 | 〃 〃 大字宮<br>朝日町役場出張所 | 〃 〃 | 〃 〃 | 〃 〃 |

を

|   |                   |     |     |     |
|---|-------------------|-----|-----|-----|
| 〃 | 〃 〃 大字常<br>西五百川支所 | 〃 〃 | 〃 〃 | 〃 〃 |
|---|-------------------|-----|-----|-----|

に、

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |     |         |       |     |       |           |      |  |  |   |         |     |     |       |      |          |  |  |   |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------|-------|-----|-------|-----------|------|--|--|---|---------|-----|-----|-------|------|----------|--|--|---|
| 「         | <table border="1"> <tr> <td>〃</td> <td>〃 〃 大字橋</td> <td>〃 〃</td> <td>〃 〃</td> <td rowspan="2">を</td> </tr> <tr> <td>本郷支所橋上出張所</td> <td>上8番地</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃 〃 大字貫</td> <td>〃 〃</td> <td>〃 〃</td> <td rowspan="2">に改める。</td> </tr> <tr> <td>貫見支所</td> <td>見181番地の1</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> | 〃   | 〃 〃 大字橋 | 〃 〃   | 〃 〃 | を     | 本郷支所橋上出張所 | 上8番地 |  |  | 〃 | 〃 〃 大字貫 | 〃 〃 | 〃 〃 | に改める。 | 貫見支所 | 見181番地の1 |  |  | 」 |
| 〃         | 〃 〃 大字橋                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 〃 〃 | 〃 〃     | を     |     |       |           |      |  |  |   |         |     |     |       |      |          |  |  |   |
| 本郷支所橋上出張所 | 上8番地                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |     |         |       |     |       |           |      |  |  |   |         |     |     |       |      |          |  |  |   |
| 〃         | 〃 〃 大字貫                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 〃 〃 | 〃 〃     | に改める。 |     |       |           |      |  |  |   |         |     |     |       |      |          |  |  |   |
| 貫見支所      | 見181番地の1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |     |         |       |     |       |           |      |  |  |   |         |     |     |       |      |          |  |  |   |
| 「         | <table border="1"> <tr> <td>〃</td> <td>〃 〃 大字橋</td> <td>〃 〃</td> <td>〃 〃</td> <td rowspan="2">に改める。</td> </tr> <tr> <td>本郷支所橋上出張所</td> <td>上8番地</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>                                                                                                                                                        | 〃   | 〃 〃 大字橋 | 〃 〃   | 〃 〃 | に改める。 | 本郷支所橋上出張所 | 上8番地 |  |  | 」 |         |     |     |       |      |          |  |  |   |
| 〃         | 〃 〃 大字橋                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 〃 〃 | 〃 〃     | に改める。 |     |       |           |      |  |  |   |         |     |     |       |      |          |  |  |   |
| 本郷支所橋上出張所 | 上8番地                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |     |         |       |     |       |           |      |  |  |   |         |     |     |       |      |          |  |  |   |

附 則  
この規程は、平成16年7月12日から施行する。

山形県告示第748号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第16条第1項の規定により、次の証紙の売りさばき人から、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届け出があった。

平成16年7月9日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 氏 名       | 住 所            | 売りさばき所の所在地    | 廃 止 年 月 日  |
|-----------|----------------|---------------|------------|
| 竹 田 伝 四 郎 | 米沢市下花沢三丁目1番16号 | 米沢市城北二丁目3番12号 | 平成16. 7. 1 |

山形県告示第749号

山形県証紙条例（昭和39年3月県条例第40号）第6条第1項の規定により、証紙の売りさばき人を次のとおり指定した。

平成16年7月9日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 氏 名     | 住 所                  | 売りさばき所の所在地    | 指 定 年 月 日  |
|---------|----------------------|---------------|------------|
| 神 野 久 吾 | 東置賜郡川西町大字尾長島2927番地の5 | 米沢市城北二丁目3番12号 | 平成16. 7. 1 |

**教育委員会関係**

告 示

山形県教育委員会告示第9号

山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）第4条第1項の規定により、山形県指定有形文化財として次のとおり指定する。

平成16年7月9日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 安 孫 子 博

| 種 別    | 名 称          | 員 数  | 所 有 者       | 所 有 者 の 住 所 |
|--------|--------------|------|-------------|-------------|
| 考古資料の部 | 注口土器         | 1点   | 国立大学法人 山形大学 | 山形市小白川町     |
| 考古資料の部 | 弥生土器         | 3点   | 国立大学法人 山形大学 | 山形市小白川町     |
| 考古資料の部 | 上柳渡戸八幡山遺跡出土品 | 188点 | 国立大学法人 山形大学 | 山形市小白川町     |

## 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成16年7月9日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 申請のあった年月日  
平成16年5月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 グループホーム らふらんす
  - (2) 代表者の氏名  
森谷 巖
  - (3) 主たる事務所の所在地  
山形市大字古館字替所1575番1
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、障害者や高齢者に対するグループホーム等の在宅介護事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成16年7月9日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 申請のあった年月日  
平成16年5月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 ART - 市場
  - (2) 代表者の氏名  
小林 忠宗
  - (3) 主たる事務所の所在地  
寒河江市大字寒河江字高田173番地の1
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、以下の内容を目的とする。
    - (1) 全国の芸術を愛する人々に対して、芸術の発展の場とそれを享受する機会の提供に関する事業を行い芸術の発展に寄与することを目的とする。
    - (2) 地域産業に対して、芸術と産業の融合に関する事業を行い地域産業の振興に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成16年7月9日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 申請のあった年月日  
平成16年5月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称

特定非営利活動法人 マチルダクラブ

(2) 代表者の氏名

伊藤 宮子

(3) 主たる事務所の所在地

西村山郡西川町大字睦合丙95番地の3号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、山形県を訪れようとする外国人及び外国を訪れようとする日本人に対し、互いの語学及び文化を学ぶ場及び機会を提供する事業を行い、もって山形県の文化を外国に紹介し、山形を窓口日本への理解を深めることを手助けし、又、外国をこの事業で訪れた日本人がその国の文化、国を、単なる旅行では知りえないレベルまで深く知ることにより、真の国際理解を深め、草の根の国際交流を図ることにより公益を図ることを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成16年7月9日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 申請のあった年月日

平成16年6月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称

特定非営利活動法人 愚山会

(2) 代表者の氏名

佐藤 満子

(3) 主たる事務所の所在地

鶴岡市道形町31番6号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、“資源回収運動で福祉施設に福祉用具を贈ろう”をスローガンに、環境保全・資源の有効活用という認識の下に資源回収を実施し、“地域循環型市民社会”と“環境にやさしい街づくり”へ具体的に市民参加ができるシステムづくりに関する事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成16年7月9日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 申請のあった年月日

平成16年6月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称

特定非営利活動法人 ニーズ・ルーム

(2) 代表者の氏名

片桐 晃子

(3) 主たる事務所の所在地

酒田市大町17番37号金子方

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般の人々に対して、多様化した社会が必要とする子育て支援事業を行い、子育てと仕事を両立させる生活基盤の構築に寄与することを目的とする。

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13第1項の規定により、平成16年度採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成16年7月9日

山形県知事 高橋和雄

### 1 試験の日時及び場所

- (1) 日時 平成16年10月8日(金) 午前10時から正午まで  
 (2) 場所 山形県工業技術センター講堂 山形市松栄二丁目2番1号

### 2 受験手続

受験願書を平成16年9月6日(月)から平成16年9月17日(金)までの間に山形市松波二丁目8番1号商工労働観光部産業政策課に提出すること(郵送による提出の場合は、9月17日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。)

### 3 その他

詳細については、商工労働観光部産業政策課鉱政係(電話023(630)2361)に問い合わせること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、ロータリ除雪車等の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年7月9日

山形県知事 高橋和雄

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 入札書の提出場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県出納局経理課調達担当  
 (2) 入札書の受領期限 平成16年8月19日(木)午後1時  
 (3) 開札の場所及び日時 山形県庁入札室(2階)平成16年8月20日(金)午前10時

### 2 入札に付する事項

#### (1) 調達をする物品の名称及び数量

- ロータリ除雪車(2.2メートル級 幅2.6m) 1台  
 ロータリ除雪車(2.2メートル級 幅2.6m 高雪堤処理装置) 1台  
 ロータリ除雪車(2.2メートル級 後輪ダブルタイヤ) 1台  
 ロータリ除雪車(2.2メートル級) 1台  
 ロータリ除雪車(2.2メートル級 幅2.6m 後輪ダブルタイヤ) 1台  
 除雪グレーダ(3.7メートル級) 2台  
 除雪グレーダ(3.7メートル級 ブレード緩衝装置) 1台  
 除雪トラック(7トン 除雪専用) 1台  
 除雪ドーザ(13トン 車輪式) 3台  
 除雪ドーザ(13トン 車輪式 反転) 2台  
 除雪ドーザ(11トン 車輪式) 2台  
 小形除雪車(1.3メートル級 幅1.5m) 2台  
 小形除雪車(1.3メートル級 幅1.5m 油圧式チップバック) 1台  
 小形除雪車(1.3メートル級) 1台  
 小形除雪車(1.0メートル級) 2台  
 凍結抑制剤散布車(湿式2.5立方メートル 四輪駆動) 1台  
 凍結抑制剤散布車(乾式2.5立方メートル 四輪駆動 積込装置) 2台  
 小形除雪機(1.2メートル級 ハンドガイド式) 1台

(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 平成16年11月30日。ただし(1)については平成16年12月20日。

(4) 納入場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 (1)の から までごとに総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 特定調達契約に係る競争入札参加者の資格に関する公告(平成16年1月23日付け山形県公報第1510号)により公示された資格を有すること。
- (2) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る製造実績又は納入実績があることを証明できること。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (4) 10の(1)により提出された製作仕様書等により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形県松波二丁目8番1号 山形県出納局経理課調達担当 電話番号023(630)2723

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

### 8 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 9 契約の締結

この契約の締結については、調達をする物品により、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例(昭和39年3月県条例第6号)第3条の規定により議会の議決を要する場合がある。

### 10 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)及び(3)に係る証明書、製作仕様書その他必要な書類(以下「製作仕様書等」という。)を平成16年8月5日(木)までに提出すること。  
この場合において、当該製作仕様書等を提出した者は、開札日の前日までに製作仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

### 11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Rotary Snow Remover (Snow removing width: 2.2 meters class, snow removing width: 2.6 meters)  
Quantity: 1

Rotary Snow Remover (Snow removing width: 2.2 meters class, snow removing width: 2.6 meters, equipped with the disposer of high snow bank) Quantity: 1

Rotary Snow Remover (Snow removing width: 2.2 meters class, snow removing width: 2.6 meters, double rear wheels) Quantity: 1

Rotary Snow Remover (Snow removing width: 2.2 meters class) Quantity: 1

Rotary Snow Remover (Snow removing width: 2.2 meters class, snow removing width: 2.6 meters, double rear wheels) Quantity: 1

Snow Removing Motor Grader(Blade length: 3.7 meters class) Quantity: 2

Snow Removing Motor Grader(Blade length: 3.7 meters class, equipped with blade shock absorber)  
Quantity: 1

Snow Removal Truck (Operating weight: 7ton class, only for snow removal) Quantity: 1  
 Snow Removing Wheel Type Loader (Operating weight: 13 ton class) Quantity: 3  
 Snow Removing Wheel Type Loader (Operating weight: 13 ton class, equipped with shock absorber) Quantity: 2  
 Snow Removing Wheel Type Loader (Operating weight: 11 ton class) Quantity: 2  
 Compact Snow Remover (Snow removing width: 1.3 meters class, snow removing width: 1.5 meters) Quantity: 2  
 Compact Snow Remover (Snow removing width: 1.3 meters class, snow removing width: 1.5 meters, equipped with a tipback device) Quantity: 1  
 Compact Snow Remover (Snow removing width: 1.3 meters class) Quantity: 1  
 Compact Snow Remover (Snow removing width: 1 meter class) Quantity: 2  
 Material Spreaders (Four wheel drive, hopper capacity: 2.5 cubic meters class) Quantity: 1  
 Material Spreaders (Four wheel drive, hopper capacity: 2.5 cubic meters class, equipped with a lift equipment) Quantity: 2  
 Compact Snow Remover (Snow removing width: 1.2 meters class, hand-pushed) Quantity: 1

(2) Time-limit for tender: 1:00 P.M. August 19, 2004

(3) Contact point for the notice: Commodity supplies section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan  
 TEL 023-630-2723

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行  | 誤              | 正              |
|------------|------------|-----|----|----------------|----------------|
| 平成16. 6.11 | 第1549号     | 746 | 7  | 山形県教育委員会規則第7号  | 山形県教育委員会規則第10号 |
| 同 7. 2     | 第1555号     | 822 | 7  | 山形県教育委員会規則第10号 | 山形県教育委員会規則第11号 |
| 同          | 同          | 同   | 15 | 山形県教育委員会規則第11号 | 山形県教育委員会規則第12号 |